

2011.06.24 平成 23 年第 2 回定例会（第 3 号） 本文

○議長（工藤行義君） 引き続き一般質問を許します。

通告順により質問を許します。—— 8 番吉田忠雄君。

○8 番（吉田忠雄君）（登壇） 日本共産党の吉田でございます。

私は、市長に次の 4 点についてお尋ねいたします。

まず、1 点目は、桜井市総合福祉センター竜吟荘の巡回バスと、ふろの再開についてであります。この総合福祉センターについては、平成 21 年 3 月議会で財政難を理由に 4 月 1 日から当分のあいだ浴場の利用を休止すると、条例の改正が行われ、同時に 2 台出ている竜吟荘行きの巡回バスが廃止されました。

私は、この 4 月に行われた一斉地方選挙が始まる前に、各家庭に配付したチラシと一緒に、市民要求アンケートを届けさせていただきました。アンケートではいろいろな要望が出されたわけですが、その一つに、行革の名のもとに竜吟荘のふろの休止や巡回バスの廃止など、市は信じられないことをしている。市議員や市長、副市長の報酬をもっと引き下げてからやるべきだ、このような声も寄せられました。

そして、先日も私が副会長をさせていただいている医療機関の友の会のお花見会の行事がありました。そこでも、お年寄りから、竜吟荘のふろの休止と巡回バスが廃止をされてから行かなくなった、以前は週に 3 回ほど利用していて、友達もできたが、いまはほとんど家を出ないでじっとしている、早くふろの再開と巡回バスももどおり運行してほしい、このような切実な声も寄せられました。

高齢者総合福祉センターの平成 22 年度の年間利用者は 1 万 9 0 人というふう聞いております。年間 242 日稼動しておりますので、施設の 1 日当たりの平均利用者は 41.6 人です。四捨五入すると 42 人となります。高齢者の健康増進や維持を図っていく上で、桜井市高齢者総合福祉センターの果たす役割は大変大きなものがあるというふうに考えますが、現在、施設の利用者が激減しています。その原因について、まず市長にお尋ねいたします。

そして、2 点目は、市長に災害に強いまちづくりについてお尋ねいたします。

東日本大震災の発生から 3 カ月が経過いたしました。巨大地震と津波による甚大な被害の上に、福島原発事故の被害が加わり、その被害は国難とも言うべき戦後未曾有の規模に達しています。多くの被災者が心身ともに深い苦しみのふちにあり、先の見えない不安のもとに置かれております。

犠牲になられた多くの方々への深い哀悼とともに、すべての被害者への心からのお見舞いを申し上げるものです。いま国民が力を合わせて、そしてまた、国の総力を挙げてこの大災害を乗り越えるとともに、それを通じて、国民だれもが安心して暮らせる新しい日本を築いていくことが求められています。

私も地震直後から直ちに義援金の募金活動を各駅等や街頭で行ってまいりました。この活動はいまも行っておりますし、これからも救援・復興に被災地と心を合わせて頑張る決意でございます。

また、今回のような大きな地震などの災害から市民の命や暮らしを守るためには、公共施設や住宅の耐震化、消防力などのハード面での対策強化と医療や介護、福祉、そして子育て支援などの太く力強いネットワークがあってこそ、いざというときに市民の命と暮らしを守る力になると考えます。

桜井市地域防災計画の地震災害対策編や、桜井市地震防災アクションプログラムに、今後予想される海溝型地震と内陸型地震による被害の想定がされております。海溝型の東南海・南海地震の今後30年以内の発生率は50%から70%と言われております。奈良盆地東縁断層帯などの内部型地震は、今後30年の発生率がゼロから0.1%と予想はされておりますが、地震が発生した場合は、建物、人的被害が甚大となり、市民生活に大きな影響を与えることが明らかとなっております。

今後、内陸型地震、海溝型地震から本市において予想される被害から市民の命や暮らしを守り、災害に強いまちづくりをしていくために、今回の東日本大震災から生かすべき教訓など、どのようにお考えか市長にお尋ねいたします。

3点目は、東日本大震災による災害廃棄物についてお尋ねいたします。この質問については、昨日に質問された議員と重なる点もあると思いますが、了承願いたいというふうに思います。

少し前になりますが、化学工業系の新聞を見ますと、「環境省は、東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理迅速化に向けて広域処理体制の構築を急ぐ。岩手、宮城、福島、茨城と沖縄を除く42都道府県に処理の受け入れを打診し、これまでに41都道府県の市町村から受け入れ可能との回答を得る。そして、今回の震災で発生した災害廃棄物の量は、岩手、宮城、福島だけで2,500万トンと推定され、ヘドロや自動車なども加えれば、その2倍になるとも言われる。被災地や近隣県だけですべてを処理することは不可能なことから、同省は震災直後から広域処理体制を整備して対応する方針を示してきた」と、このようにあります。

東日本大震災で大量に発生した災害廃棄物の迅速処理は、復興に欠かせない大きな課題となっております。当市にも災害廃棄物の処理について打診があり、昨日、受け入れるというふうに答弁をされました。受け入れるとすれば、可燃物一般廃棄物、不燃物など年間でどれぐらいの量を受け入れるのか。処理能力から見ればどうなるのか、また、グリーンパークの周辺6カ大字の合意を得ているのか、この点をあわせてお尋ねいたします。

そして、最後4番目は、児童虐待防止対策について、市長にお尋ねいたします。

私は、昨年3月3日に桜井市で起こった児童虐待事件について、市がなぜ防げることができなかったのか、徹底的に検証し、教訓も明らかにして、再発防止に生かすことが大事であると、過去2回の定例議会で市長をただしてきました。

当時、市長は、県では桜井市の事件を受けて、その検証とともに児童虐待の早期発見、適切な保護のあり方をまとめるために、奈良県児童虐待対策検討会が設置をされた。市としては本事案の検証を県の検討会にゆだね、目の前にある課題を具体的に解消できるように取り組むこととしたと、このように答弁されました。

実際に、市としては、この間、児童虐待の未然防止対策として、スーパーや駅前での街頭啓発、市内医療機関をはじめ関係機関、商店、自治会掲示板等へのポスターやチラシの掲示などの市民啓発、関係機関団体での研修の開催、乳幼児の健診履歴や保育所、幼稚園への就園実態などを一元的に管理するデータベース化、乳幼児健診の未受診児や保育所、幼稚園の未就園児を専門職である保健師などが家庭訪問を行うことや、そしてまた、今年度からは「こんにちは赤ちゃん」事業の実施、また、地域協議会のこれまでの構成団体に新たに小中学校長会、公立幼稚園長会、公立保育所長会などの参加による体制づくりの強化など、児童虐待再発防止に向けて取り組みの強化を図ってきました。

そして、去る6月16日、奈良県児童虐待対策検討会が検討結果報告書を発表いたしました。報告書は、1. 事件の概要、2. 明らかになった問題点と課題、3. 調査結果を踏まえた提言となっております。報告書では、児童及び家族の状況、本児への虐待、本児の死亡に至るまで、虐待発生の背景など、裁判を通じて明らかになったことなどが生々しく報告されています。

その結果、明らかになった問題点と課題について、6点にわたって事例の検証から明らかにされ、調査結果を踏まえて4点にわたって提言が出されました。「これらの提言については、実効性のある施策に取り組み、着実に実行されたい」というふうにあるわけですが、この奈良県児童虐待対策検討会の検討結果報告書に対して、事件後1年3カ月余り、虐待防止に向けて取り組みを進めてきた本市として、どのように受け止めているのか市長にお尋ねして、私の1回目の質問を終わります。

○市長（谷奥昭弘君）（登壇） 8番吉田議員さんの1点目の高齢者総合福祉センターの巡回バスとふろの再開についてのご質問にお答え申し上げたいと思います。

高齢者総合福祉センターは、高齢者の文化、教養と活動の場として、また、コミュニケーションづくりと生きがいくりの場として、60歳以上の市内在住の高齢者の皆様にご利用いただいております。当センターの利用状況についてでございますが、平成20年度の利用者数は延べ5万1,537人、1日当たり平均211人でございます。21年度の利用者数は延べ1万2,026人、1日当たりの平均利用者数は50人でございます。平成22年度の利用者数は延べ1万90人で、1日当たり平均利用者数は、ご指摘のように42人ということになっております。

そのようなことから、平成21年度に巡回バス廃止と浴場施設の休止を実施しましたが、それが利用者の減につながった大きな要因であると考えております。

続きまして、2点目の災害に強いまちづくりについてのご質問にお答え申し上げます。

議員さんご指摘のとおり、ハード面の強化とソフト面の力強いネットワークがあつてこそ、災害から市民の尊い命と貴重な財産を守ることができると思います。そのために、地域防災計画に基づき、その実効性を高めるため、地震防災対策アクションプログラムを策定いたしております。これまでハード面の強化では、市、関係機関及び市民が一体となり、防災体制の確立を図るとともに、災害に強い都市構造を形成するため、施設の耐震化及び不燃化の促進、避難地及び避難路の確保、消防通信指令装置の機能強化を図り、総合的に消防防災機能の充実に努めてまいりました。また、ソフト面では、市民の自主防災意識の向上を図るために、図上訓練等の研修や啓発を行い、地域での自主防災組織の育成、整備に取り組んでまいりました。

今後ともさらに両面にわたりまして減災対策を進めてまいりますので、ご理解賜りますようによろしくお願い申し上げます。

次に、3点目、東日本大震災による災害廃棄物についてのご質問に対してお答え申し上げます。昨日、岡田議員さんにも回答申し上げますように、23年4月21日付で県廃棄物対策課から東日本大震災により生じた災害廃棄物の受け入れ等に係る協力依頼調査がございました。本市といたしましては、十分に検討した結果、放射能汚染がないことを大前提といたしまして、可燃ごみ、廃木材、プラスチック、不燃ごみとして割れたガラス、金属類などを受け入れ可能な廃棄物として、23年6月3日に年間およそ2,000トンということで回答申し上げます。

なお、ご指摘の周辺大字のことですが、改めて周辺大字の代表の方々にもご説明をして、ご了解を得ておるところでございます。

次に、4点目の奈良県児童虐待対策検討会の検討結果報告を受けてのご質問にお答え申し上げます。昨年、当市で起こりました虐待死亡事例を受けて、奈良県では1年間かけて県内の調査、裁判の状況などを踏まえ、その背景を検討し、調査結果報告書としてまとめられました。桜井市におきましては、昨年1年間、課題を整理し、できることから取り組むという姿勢で、未受診児童の訪問や未就園児童の安否確認、未受診・未就園フォローアップシステムの構築、児童福祉課と健康推進課との情報の共有化、市民啓発など取り組んでまいったわけでございます。

今回の報告書では、施設環境や相談体制、職員の資質の向上の課題などが提起されております。桜井市といたしましては、今回の報告を検討し、すぐに対応可能なもの、中長期にわたるもの等を整理しながら、課題の改善に今後努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○8番（吉田忠雄君） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、1点目の桜井市高齢者総合福祉センターの巡回バスとふろの再開の問題であります。

市長がいまご答弁されたように、桜井市総合福祉センター条例が改正される前は、1日平均約200名の施設の利用がありました。現在は先ほども申し上げたように、その4分の1以下に利用者が減っております。これは、明らかに、市長も答えられましたけども、ふろの休止もあると思うんですけども、利用するには足の便が悪くなったことが考えられます。いまこの施設を利用するとなると、これは近所の方は別といたしまして、自動車かコミュニティバスになるわけですが、たとえばバスを利用するとしますと、桜井駅南口から総合センターのある倉橋池口まで料金が片道270円かかります。往復では540円になります。年金暮らしの高齢者にとっては、これは大変な負担になっていきます。中にはJRや近鉄線を乗り継いで行かれる方もおられると考えるわけですけども、そうすれば、さらに交通費がかさむということになります。これでは到底行こうかなということにはならないと考えます。バスも運行表を見てみると、朝、午前7時8分から夜の19時5分のあいだに10便しかありません。しかも、朝の11時台と、そして昼の13時台はバスの便がありません。また、車を利用するにしても、この施設の利用者の年代というのは大体70歳代後半から80歳代が大半を占めております。この年代というのは、警察署も免許を持っておられる方に対して安全上から免許の返上を求めてくるようです。

桜井市のホームページでは、高齢者総合福祉センターについて、近年急速な高齢化が進む中、高齢者が生きがいを持ち、安心して老後を過ごせるよう、桜井市は高齢者福祉の向上、充実を目指し、その施策の推進を図っています、この施設は高齢者の皆様がお互いにコミュニケーションを図りながら、1日ゆっくりくつろいでいただけるよう設備を整え、市内在住の高齢者の方々に利用していただいておりますと、こういうふうにあります。その施設が、巡回バスの廃止とふろの休止のために、利用者が少ないということは、これは本当に残念なことであります。結果として、お年寄りの引きこもりや、また、社会的な孤立化が強まるおそれがあるわけですけども、そして、また、これが認知症にもつながっていくということが十分考えられます。また、ふろの休止によって、健康面、そしてまた衛生面での問題が生じるおそれもあり、これは本当に目には見えないんですけども、医療費の増加にもつながっていくと思います。老人医療費の増加にもつながります。一刻も早く巡回バスをもとに戻して、そして、ふろも再開していただきたい、再度市長にお尋ねをいたします。

そして、2点目の災害に強いまちづくりについてであります。

もう少し具体的にお尋ねしたいわけなんですけども、一つは、今回のような大災害を目にして、桜井市地域防災計画の再度の見直し、これは22年度にも一度見直しはされていると思うんですけども、桜井市地震防災アクションプログラムの見直しが必要ではないかということです。

市の地域防災計画には、風水害対策編、そして地震災害対策編があるわけなんですけども、同計画には含まれていない原子力発電事故からの防災を盛り込む必要があるのではないかとこのように考えます。今回の東京電力福島原発の事故は、日本と世界の人々に大き

な衝撃を与えております。原発に依存したエネルギー政策をこのまま続けていいのかという重大な課題も突きつけているわけなんですけども、そして、この福島原発から200キロの東京でさえ、放射能汚染の影響で大混乱を引き起しました。

実は、奈良県も東海地震の震源地の真上にある静岡県の浜岡原発、そして、福井県に集中する14基の原発群からともに200キロ以内に奈良県がすっぽりと入ります。まだ、これはおつりが来るくらいです。特に美浜、敦賀の両原発、そして高速増殖炉「もんじゅ」、これは活断層から1キロ以内に建っております。活断層から最も近い、これは世界でも例のない原発なんですけども、大地震や津波が起これば、重大な事故が発生する危険があります。今回の事故を見て、市民の方からも原発事故の対応はどうなっているのかというふうに心配しておられる方もおられます。原発の安全神話は崩れ去っております。桜井市の地域防災計画に原子力発電所事故をしっかりと位置づけていただきたい。

そして、二つ目は消防力です。消防力については、これは消防庁が出している消防力の整備指針というのがあるわけなんですけども、消防力の整備指針とは人口規模別に整備すべき消防車両の台数、それに必要な人員の基準を示したものです。たとえば、桜井市なんですけども、市では国の基準でいえば必要消防職員は126人であります。それに対して、実際の市の職員数は74名です。充足率は58.7%です。ポンプ車は、国の基準では5台なんですけども、桜井市では4台です。消防団員は、国の基準はないというふうに聞いておりますけども、桜井市の条例では700人に対して672人と聞いております。こうした傾向は、桜井市だけではなくて、全国で消防職員は必要とされる人数20万8,516人に対して15万8,327人で、充足率は75.9%です。今度のこの大災害では、警察、消防をはじめ、また多くの公務員が大震災で家や家族を亡くしております。自分のことを顧みず、避難所で避難者支援や復興の先頭に立って頑張っております。いざというときに人がいないから対応できないでは、市民の命を守ることはできません。整備指針で示された基準を満たす人員の確保を早急にやるべきです。

三つ目は、災害時要援護者名簿登録制度についてです。

市地震対策編の第2編の第2章に避難収容体制というのがあるわけなんですけども、その中の4のところ、避難誘導體制に平常時から福祉事務所が中心となって、民生委員、児童委員を通じ、福祉サービスを利用している要援護高齢者、障害者等の災害時要援護者の所在等について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しながら把握に努めると、こういうふうにあるわけなんですけども、たとえば高齢者でひとり暮らしの方、また、身体障害者、寝たきり状態にある高齢者など災害時に本人や家族などの同居者だけでは避難することが困難な世帯があるわけなんですけども、災害時要援護者名簿登録制度というのは、大地震などの災害に備えて、自力で避難することが困難な方を地域全体で支援するために行うものです。援護を必要とされる方や家族などの申請に基づいて、市は援護が必要な方の名簿を作成するわけなんですけども、そして、市、民生児童委員、また自主防災組織などが援護が必要な方の名簿を一緒に共有して、災害時において安否確認などの支援に備え

ていくというふうな制度であるわけなんですけども、特にいまこの桜井市においても高齢者が増加しております。また、高齢者が高齢者を介護するというふうな世帯も増えております。早急に災害時要援護者名簿登録制度を創設することが必要であると考えます。市長の見解をお伺いいたします。

そして、3点目の東日本大震災による災害廃棄物についてであります。

東日本大震災で大量に発生した災害廃棄物を被災地の市町村だけでの処理だけでは限界があるので、当市で災害廃棄物を処理する能力と体制があるならば、これは引き受けることも必要であるというふうに考えます。問題は、放射能物質に汚染された災害廃棄物でございます。去る5月18日に、東日本大震災からの復興に向けた環境省の基本的対応方針が出されました。そこに放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物の処理方法を検討し、安全かつ適切な処理を進めるとあります。しかし、通常、災害廃棄物は、これは廃棄物処理法に基づいて処理するわけなんですけども、放射性物質の汚染廃棄物は対象外となっております。このままでは処理が進まないのも、環境省は、廃棄物処理法で処理を行うとの方針のようです。同省は当面、福島県の警戒区域内と、そして、計画的避難区域内の廃棄物は移動しないというふうな方針を出しておるわけなんですけども、また、大気中の放射線量が比較的低い会津地方などは通常の処理を行うとの方針も出しております。通常、放射性廃棄物だとする安全基準は、毎時0.001マイクロシーベルト以上というふうにされております。もしこれ以下だから大丈夫だと放射能を帯びた廃棄物が持ち込まれても、これが安全基準以下かどうか、これは市でも判断できるのか。また、計画的な避難区域外、そしてまた、福島県でなくても、宮城県や岩手県の災害廃棄物についても基準値以上の放射性物質が付着していることも考えられます。また、市で焼却されることにより、放射性物質が大気中に放出されることも考えられますし、また、焼却作業に携わる職員の安全や衛生面も懸念されます。放射能を帯びた廃棄物は受けるべきでないと考えますが、市長の見解をお尋ねしたいと思います。

そして、最後に、4点目の児童虐待防止対策であります。

児童虐待対策検討会の検討結果報告書、これの2のところ、明らかとなった問題点と課題というのがあって、その1のところ、母子保健の相談体制についての項目があります。そこに、報告書では、乳幼児健診を実施している保健会館は、交通の悪い立地条件であった、しかも、待合室等が手狭で、保護者がゆっくりと相談しやすい施設環境ではなかったというふうにあるわけなんですけども。裁判の中でも、母親がこの5歳の長男ですけども、1歳6カ月健診を受診しなかった理由について、日程が合わなかったこと、また、自宅から距離のある保健会館までは行きづらかったことを挙げております。また、この本児が1歳9カ月のとき、妊娠中であるため、健診を受診できないと保健会館に返答しております、当時。確かに保健会館というのは、交通の便が悪く、健診を受けるのには大変不便なところなんです。この母親だけでなく、他の方からもこのような話をよく耳にします。そこで、一つは、施設をもっと利便性のいいところに整備するべきだというふうに考えるわ

けなんですけども、市長の考えをお聞きいたします。

そして、もう一つは、これも県の検討会の結果なんですけども、桜井市に児童虐待マニュアルがなかったというふうに指摘しております。妹には乳幼児健診をすべて受診しております。しかし、この第一子である5歳の長男なんですけども、本児が未受診であることに疑問を健康推進課は持つべきだったというふうに指摘しております。私も本当にそういうふうに思います。こういうことから、実務者向けマニュアルが必要だというふうに考えるわけなんですけども。そして、もう一つ、同じワンルームマンションの住人が泣き声を聞いていたとされるが、市やこども家庭相談センターに通告されることはなかったと、こういうふうにも報告書は書いております。こういうことから、市民向けマニュアルは必要と考えますが、市長にお尋ねいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○市長（谷奥昭弘君） 2回目の吉田議員さんのご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、巡回バスとふろの再開についてのご質問をお答えいたします。

当センターの巡回バス廃止と浴場施設の休止につきましては、将来のまちづくりのためにも一日も早く財政の再建をなし遂げるべく、施設の休止あるいは廃止、統廃合及び組織の見直しなどを含めた抜本的な改革を行うことを重点に置いた第2次行財政改革の実施項目として策定申し上げたところでございます。平成21年度から実施いたしているところであります。

ご指摘のとおり、この浴場施設の再開等につきましては、行財政改革の進捗状況を見きわめまして、十分検討する必要があると考えておりますので、ご理解、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

次に、桜井市地域防災計画の見直しについてのご質問にお答え申し上げます。

このたびの東日本大震災によります東京電力福島原発の事故による被害については、はかり知れない影響が各方面に出ているわけでございます。原発からの距離によりその影響はかなり異なりますが、福島第一原発から200キロの東京都でさえも放射能物質が確認されており、その影響が現在懸念されているところでございます。奈良県も、ご指摘のように、福井県の5カ所の原発と静岡県浜岡原発から200キロ圏内にあり、東京都と同じような影響がもし災害が起こったときには危惧されるわけでございます。現在、国の基準では奈良県はその範囲の外側に位置しているということで、地域防災計画、いわゆる原子力災害対策編は作成されておられません。しかしながら、今後、国の基準も変更され、検討すべき事業があれば、奈良県でも地域防災計画の見直しの検討がなされるものと思われております。桜井市といたしましても、県の地域防災計画との整合性を図りながら、見直しの検討をしておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、消防力の強化でございます。

消防力の整備指針は、ご指摘いただきましたように、平成17年の消防庁告示第9号で、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することにあるというふうにかかれております。

当市の人口に対しての人員の不足については、認識はいたしておりますが、現在、ご案内のように、奈良県で一つの消防にしようよとということで広域化計画が進められておりました、順調に仮にいきますとしたら、大体2年後には、25年度中には一応計画の期間内ということになっておりますので、今後そのことを見ながら検討もしていかなきゃいけないのかなと思っております。

災害が発生した場合は、日ごろより訓練等で連携を密にしている消防団とともに活動をいたしておるわけでございまして、また、対処不可能な場合は、近隣消防本部への応援要請等も行い、災害を収束する考えを持っておるわけでございます。

消防本部といたしましては、現人員及び資機材を最大限活用しながら、効果が得られるよう、職員一丸となって努力していく所存でございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それから、災害時の要援護者名簿登録の問題のご指摘でございますが、災害発生時における要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するために、桜井市地域防災計画に基づき、本市における要援護者の避難支援対策について、昨年、災害時要援護者避難支援計画を作成いたしましたところでございます。支援を要する人としては、ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児等が考えられております。本人の意思やプライバシーの保護に十分留意しながら配慮して、民生委員や関係機関への協力を依頼し、議員さんご指摘の登録制度あるいは登録台帳の整備に向けて、現在、支援体制づくりを進めておるところでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

次に、災害廃棄物の受け入れに対して、放射能に汚染されたものを受け入れるべきではないとのご質問の件でございます。この点につきましても、昨日からのご質問に関しましてもお答え申し上げますように、国のほうは現時点では避難区域や計画的な避難区域などの放射能汚染が考えられる地域以外については、放射能に対する、まだ安全基準等を明確に示しておらないわけでございまして、したがって、何回もご答弁申し上げましたように、本市といたしましては災害発生時の廃棄物を適正かつ安全で衛生的に処理するためにも、廃棄物が放射能汚染のない安全なものであるとの確認ができない限り、受け入れはできないと考えておりますので、ご理解、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、児童虐待対策検討会の検討結果を受けてのご質問でございます。

桜井市といたしましては、職員の資質の向上のために、奈良県とタイアップして子育て支援プログラムの研修を開催し、積極的に参加する予定にあります。また、現在、奈良県が作成いたしました児童虐待対応マニュアルを活用してまいりましたが、今回の事件を受けまして、桜井市版のマニュアルについても必要であるとして認識をいたしておりまして、市民向けのマニュアルにつきましても近々完成の運びとなる予定でございます。関係機関が対応するマニュアルにつきましても、この後取りかかりたいと、かように考えております。

また、今回の報告書、私も100%の理解はしているわけではございませんが、一応読ませていただきました。ご指摘いただいたような内容が書いてあったわけですが、桜井市の要保護児童対策地域協議会内に設置いたしました事例調査委員会などで内容を精査し、課題を整理しながら、児童虐待に向けた協議会構成団体で具現化を図ってまいりたいと考えております。

なお、その中にご指摘をいただきました、施設が利便性に欠けているのではないかとというご指摘でございます。吉田議員さんも既にご承知だろうと思っておりますが、過去に1回、私が就任してからも、どこかの場所を、吉田議員の考え方ともその辺はよく似ていると思うんですが、何とか場所を移転してというようなお話も過去にはあったんですが、まだ関係団体との意思が十二分に諮られていないということでございますが、今後もそのことを念頭に置きながら、できるだけ前向きに考えられるような形ができたらいいなと、私個人的には考えておるところでございますので、その方向で進めたいと思っております。

よろしく願いいたします。